

第5次秋田市障がい者プラン（素案）についての意見募集の結果について

1 意見募集期間

平成30年1月15日(月)から2月1日(木)まで

2 提出された意見

- (1) 意見者数 3名
 (2) 意見数 9件

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
1	第3部3-1-1 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）と見込量確保のための方策	訪問系サービスの見込量の推計方法について 訪問系サービスのうち「行動援護」および「重度包括支援」について、実施事業者が存在しないため、30年度以降のサービス提供見込量を「0」としているが良いのか。	見込量の推計につきましては、これまでの利用実績および今後の利用見込等を勘案し設定しております。計画期間内においても見直しを図ることが可能であることから、必要に応じて対応してまいります。 なお、事業所については、民間事業者による開設が主となることから、その後押しとなるよう、県や関係機関と連携を図ってまいります。 貴重なご意見として承ります。
2	第3部4-2 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み	基幹相談支援センターの設置見込みについて センターについては、第4次プランにおいては、平成29年度までに整備するとされていたものの、第5次プランにおいて、平成32年度を設置年度とされているが、どういった理由で延長されたのか。	基幹相談支援センターについては、平成29年4月時点で、設置済みである市町村の割合が、全国で約30%となっております。国はその状況等を鑑み、継続してその設置を推進していることから、本市においては、国の制度改正等の動向を踏まえながら、秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例制定後の相談支援体制の充実と併せて、継続して調査・検討していくこととしたものであります。
3	第4部第1章 第1節3 「障がい者差別解消支援地域協議会の設置」	障がい者差別解消支援地域協議会の設置について 具体的な設置年度はいつなのか。	地域協議会については、平成30年4月から施行となります「秋田市障がい者差別解消支援地域協議会条例」に基づき設置する協議会であることから条例が施行となる平成30年度の設置となります。
4	第4部第1章 第1節4 「障がい者差別解消調整委員会の設置」	障がい者差別解消調整委員会の設置について 具体的な設置年度はいつなのか。	調整委員会については、平成30年4月から施行となります「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき設置する委員会であることから、条例が施行となる平成30年度の設置となります。
5	第4部第3章第3節「障がい特性に応じた支援の充実」、第4節「サービス提供体制の整備」	いわゆる「強度行動障害」の方の入所については、県外施設に頼らなくてはならず、また通所事業所や短期入所利用をするにも受入れ可能な事業所がなく苦慮している。強度行動障害の方への支援の取組について、プランに明記すべきではないか。	強い行動特性のある方への支援については、適切な支援を行う人材の育成等、本市のみの問題に留まらず、広域的な議論が必要であるものと捉えております。 そのため、引き続き、県や関係機関等との連携を図り支援に努めてまいります。 貴重なご意見として承ります。

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
6	第4部第4章第2節1「障がい者の雇用の促進」	就労支援体制の充実について 障害者就業・生活支援センターの役割は大きいと思うが、プランでの取り上げかたが小さすぎるのでは。	障害者就業・生活支援センターについては、障がい者の就業等に関し、大きな役割を担う重要な機関であると捉えており、引き続き、他の関係機関も含めて連携を図りながら、障がいのある方の就労支援体制の充実に努めてまいります。
7	第4部第2章「情報提供と意思疎通支援の充実」	世の中の人には要約筆記を知りません。その場で情報を得て意思表示が出来なければ人として尊重されているとは言えません。 秋田市は市民のためにこれほどの施策を実行しているのですからもっとPRすれば良いのにとお思います。 要約筆記を周知してください。	市では、平成30年4月から「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行することとしており、条例では共生する社会の実現に向けた基本となる施策の一つとして「障がいのある人の情報の取得および意思疎通」を掲げております。 第5次プランは、この条例の施行も視野に入れたうえで、施策の展開を図ることとしており、要約筆記を含む多様な意思疎通手段の普及に努めてまいります。
8	第4部第5章第1節 バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進	要約筆記は文字さえ読めれば難聴者も健常者も使えるユニバーサルデザインです。 ユニバーサルデザインの普及促進に要約筆記も入れて欲しいです。 難聴者は補聴器をつけていますが、補聴器は肉声は拾っても機械を通した声は拾いません。 公共施設でいろいろな音声情報を文字情報でも提供するようにすれば、使いやすい施設になると思います。 バリアフリーといえば、建物の構造に目が行きがちです。音声情報発信のたびに文字化する作業などちょっとした配慮がバリアフリーを築いていくものだと思います。	市では、平成30年4月から「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行することとしており、条例では共生する社会の実現に向けた基本となる施策の一つとして「障がいのある人の情報の取得および意思疎通」を掲げております。 第5次プランは、この条例の施行も視野に入れたうえで、施策の展開を図ることとしており、障がいのある方に配慮した情報の提供を行うことに努めるなど、誰もが活動しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めてまいります。
9	その他	重度障害者が安心・安全に暮らせる、専門の看護師、スタッフの充実した本格的な養護施設の設置をお願いします。	重度の身体障がいと重度の知的障がいのある方に対する支援の必要性は十分認識しており、第5次プランにおいては、いわゆる重症心身障がい児者や医療的ニーズの高い障がい児者に対する施設整備を図っていくことを掲げております。